

公安委員会 決 裁 資 料	単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部改正 (令和7年人事委員会勧告等による給与改定)	令和7年12月11日 警務課
------------------	--	-------------------

1 改正理由

単純な労務に雇用される職員（現業職員）について、国家公務員の行政職俸給表（二）の改定に準じて現業職給料表の改定をしようとするもの。

また、令和7年10月、職員採用試験の競争率が低下傾向にある現状を踏まえ、人材確保を図る観点から他県の初任給の状況等を勘案し、見直しについて検討する必要があるとの人事委員会報告がなされたことを踏まえ、初任給基準引上げについて、所要の改正を行う。

2 改正規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和32年鹿児島県公安委員会規則第4号）

3 改正内容

（1）給料表の改定

国家公務員の行政職俸給表（二）の改定に準じた上で、各号給の額に一定の率（100分の101.08）を乗じた給料表に改定する。

（2）初任給基準の引上げ

それぞれの職種について、4号給引上げ

4 施行期日

（1）前記3（1）については公布の日から施行する。（R7.4.1適用）

（2）前記3（2）については令和8年4月1日から施行する。

5 経過措置

要（改正前の規定に基づき支払われた給与は、改正後の規定に基づく給与の内払とみなす。）